

(平成21年1月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

昭和 56 年 8 月ごろから新たな事業を始め、54 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料をまとめて納めた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和 52 年 4 月から 55 年 3 月までの免除承認期間及び 56 年 4 月から 61 年 3 月までの免除承認期間について追納しており、申立人は国民年金制度に対する関心が高く、かつ、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、以前から行っていた事業に加え、昭和 56 年 8 月に新たな事業を始めてから業績が良くなったと主張しており、申立期間の国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難く、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から39年3月までの期間、41年10月から42年3月までの期間、45年1月から同年3月までの期間、46年4月から47年6月までの期間、48年10月から49年9月までの期間、50年1月から52年3月までの期間、52年7月から53年3月までの期間及び53年7月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から39年3月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで
③ 昭和45年1月から同年3月まで
④ 昭和46年4月から47年6月まで
⑤ 昭和48年10月から49年9月まで
⑥ 昭和50年1月から52年3月まで
⑦ 昭和52年7月から53年3月まで
⑧ 昭和53年7月から55年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、①から⑧までの期間について未納との回答をもらった。申立期間当時、A町に住んでおり、地区担当の集金人に国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅に来た集金人に、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻の分と合わせて納付したと主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、納付した保険料額についての申立人の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の妻の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立人とほぼ同時期に未納期間や申請免除期間がある上、申立人の申立期間は合計102月と

長期間であるとともに、8回と多数回に及ぶ事務処理を行政が続けて誤る可能性は低い。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、昭和46年1月から59年12月までの期間及び61年1月から63年1月までの期間に係る農業者年金を納付しているが、A町農業委員会は、農業者年金の保険料は、口座振替又は農業協同組合での払込みにより収納しており、戸別訪問による集金は行っていないとしている上、申立人も農業者年金保険料のみを口座から引き落としていたと説明していることから、農業者年金が納付済みとなっていることのみをもって、④から⑧までの申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと推認することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年7月までの期間、52年3月から55年10月までの期間、62年1月から同年8月までの期間及び63年10月から平成9年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から51年7月まで
② 昭和52年3月から55年10月まで
③ 昭和62年1月から同年8月まで
④ 昭和63年10月から平成9年10月まで

昭和50年12月から51年5月までは、私が妻と二人分の国民年金保険料を、離婚後の51年6月から54年9月までは一人分の保険料をそれぞれA市内にある銀行で納付していた。その後、A市からB市に転居し、54年10月から55年10月まではB市の区役所あるいは銀行で国民年金保険料を納付していた。

昭和62年1月から平成7年8月までの国民年金保険料は、引き続きB市において、区役所あるいは銀行で納付し、その後B市からA市に転居直後の7年9月から9年10月までの国民年金保険料はA市の区役所で納付していた。

申立期間の国民年金保険料については、納付していたので納付済みとしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

①、②及び③の申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年2月以降に払い出されたことが推認され、その時点では、当該期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、当該期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る記録を平成12年1月に追加処理したことが確認できることから、社会保険事務所は、この時点で、当該期間が国民年金の未納期間であることを確認したものと推認され、当時、申立人に対し当該期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されておらず、保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

④の申立期間については、申立人は、納付書により区役所で国民年金保険料を納付していたとしているが、当該期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、C市において当該期間直後の平成10年3月から13年2月までの国民年金保険料の免除を申請し承認を受けているとともに、同市の被保険者名簿によると、④の申立期間については未納とされており、社会保険庁の記録と一致する。

なお、申立人は、平成13年12月に厚生年金保険の加入期間について脱退手当金を受給しており、その時点で国民年金の被保険者期間及び保険料の納付状況を確認しているものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 43 年 3 月まで

私の国民年金保険料については、当初は未納であったが、まとめて納付できるという通知が来て、昭和 44 年か 46 年ごろ、亡くなった母が遺族年金から納付したと聞いている。納付した金額や具体的な納付時期は不明であるが、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年か 46 年ごろ、申立人の母親が遺族年金から申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 12 月ごろに払い出されていたことが推認され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人に係る国民年金保険料が昭和 50 年 12 月 27 日に特例納付及び過年度納付されていることが確認できるものの、当該保険料は、申立期間直後の 43 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 10 月から 50 年 3 月までの期間の保険料であることが記載されており、ほかに申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで

申立期間当時、国民年金保険料については、町内の役員に毎月付加保険料を含めて納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を自分自身で毎月付加保険料を含めて納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 3 月ごろに払い出されたことが推認され、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立期間に係る国民年金保険料を毎月納付することはできず、付加保険料の納付もできなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の妹と一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の妹は、昭和 55 年 5 月から 56 年 11 月まで厚生年金保険に加入しているとともに、申立人の妹の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で払い出されている上、同年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料は未納となっており、申立人の主張には不自然な点が見られる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで
申立期間について、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、申立人の厚生年金被保険者記録に基づき処理されており、その支給額もほぼ一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月10日から27年8月22日まで
② 昭和28年3月23日から30年9月13日まで

A社に勤務していた①及び②の申立期間について、脱退手当金を受給していると言われたが、退職後も生活に困ることはなかったので一時金を受給するはずは無い。同僚の話によると脱退手当金を受給する人は集会所に集まって話を聞いたそうだが、私は行っていない。脱退手当金を受給した覚えが無いので、厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき処理されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、社会保険事務所が保管する、申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和30年9月13日に生年月日の訂正処理が行われているが、これについては、同日が同社での厚生年金保険被保険者資格喪失日であることから、厚生年金保険被保険者資格喪失の手続と同時期に行われた脱退手当金の請求に伴い、生年月日の訂正処理が行われていたことがわかる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から29年8月30日まで
② 昭和30年7月1日から同年10月1日まで

①及び②の申立期間のA社と、その前に勤務していたB社の分を合わせて脱退手当金を受給していると言われたが、A社の分は受給した覚えが無いので厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年3月1日から27年5月27日まで勤務していたB社に係る厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したと主張しているが、同社の厚生年金保険被保険者期間のみでは脱退手当金の請求要件である24か月に満たず、申立期間の厚生年金保険被保険者期間を合わせて脱退手当金の請求が行われたものとするのが自然である。

また、申立期間に係る脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき処理され、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年4月1日から38年1月1日まで

平成8年7月、退職後の年金手続のために社会保険事務所に行ったとき、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については昭和39年12月1日に脱退手当金が支給されていると聞かされた。私は脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき処理され、その支給額に計算上の誤りは無く、また、申立人は昭和37年5月18日の婚姻により改姓しているが、厚生年金保険被保険者原票の氏名は同年6月27日に変更されているなど、社会保険事務所における一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立てに係る事業所においては、当時の担当者は死亡し、関係書類も無く、同僚も脱退手当金に係る記憶は無いとしており、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる資料や証言を得ることができない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 20 日から 33 年 2 月 11 日まで
② 昭和 38 年 3 月 12 日から 40 年 8 月 21 日まで

私は、昭和 31 年 6 月 20 日から 33 年 2 月 11 日までの期間と 38 年 3 月 12 日から 40 年 8 月 21 日までの期間について、脱退手当金を受け取ったことになっているが、A事業所に勤務した期間の脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和40年12月24日に支給決定され、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、①及び②の申立期間の間に、脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるものの、この未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和40年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、脱退手当金が支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはいかたがえない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が無いが、脱退手当金の支給記録が確認できる申立人以外にも、同原票に「脱」表示が無い者も確認できることから、脱退手当金が支給されていないと推認することはできない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 13 日から同年 7 月 7 日まで
: ② 昭和 29 年 9 月 25 日から 35 年 3 月 20 日まで

昭和 29 年 1 月 13 日から同年 7 月 7 日までと同年 9 月 25 日から 35 年 3 月 20 日までの厚生年金保険期間について、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 3 月 19 日に A 社を退職しており、申立期間に係る脱退手当金については、厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月後の同年 7 月 6 日に支給決定され、申立人の厚生年金被保険者記録に基づき処理されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、社会保険事務所が保管する A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後のページに記載された受給資格者 6 人のうち 4 人が脱退手当金を受給しているが、その 4 人のうち 3 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。